



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*50 医療法施行細則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1

○ 告示

- 1193 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会課)..... 17
- 1194 救急病院の認定 (医務課)..... 17
- 1195 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 18
- 1196 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)..... 18
- 1197 公共測量の終了 (技術調査課)..... 18
- 1198 道路の供用開始 (道路保全課)..... 18
- 1199 道路の区域変更 (")..... 19
- 1200 道路の供用開始 (")..... 19
- 1201 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 19

○ 諸報

和歌山県収用委員会公示送達 (収用委員会)..... 20

規 則

和歌山県規則第50号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成9年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第6号まで及び第8号」を「第8号まで」に改め、同項第6号中「第6条第2項第8号」を「第6条第2項第7号及び第8号」に、「病院」を「診療並びに病院」に改める。

第38条中「第55条第5項」を「第55条第8項」に改める。

第43条中「第68条第1項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条」を「第46条の4第5項」に改める。

第43条の2中「第68条第1項において準用する民法第57条」を「第46条の4第6項」に改める。

第44条中「第68条において準用する民法第77条第2項(届出に関する部分に限る。)」を「第56条の6」に改め、「届出は」の次に「、施行令第5条の12の規定に基づき」を加える。

別記第1号様式中「取扱処方せん数」を「取扱処方箋数」に、「処方せん数推計」を「処方箋数推計」に改める。

別記第2号様式及び別記第8号様式中「のてんびん」を「の天びん」に、「上皿てんびん」を「上皿天びん」に改める。

別記第12号様式の2を次のように改める。

別記第 12 号様式の 2(第 10 条関係)

他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類

地域医療支援病院 紹介率	%	算定 期間	年 月 日～ 年 月 日
地域医療支援病院 逆紹介率	%		
算出 根拠	A : 紹介患者の数	人	
	B : 初診患者の数	人	
	C : 逆紹介患者の数	人	

- (注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

別記第12号様式の4の4（注）を次のように改める。

- （注） 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき和歌山県知事の救急病院の認定を受けている病院又は救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

別記第12号様式の4に次のように加える。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	()	人
上記以外の救急患者の数	()	人
合計	()	人

（注）それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	台
---------------	---

別記第12号様式の5の2を次のように改める。

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	回
(2) (1) の合計研修者数	人

（注）1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

別記第12号様式の6中「処方せん」を「処方箋」に改める。

別記第12号様式の7及び別記第12号様式の8を次のように改める。

別記第 12 号様式の 7(第 10 条関係)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	
閲覧の手続の概要	

前年度の総閲覧件数		件
閲覧者別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	件

別記第 12 号様式の 8(第 10 条関係)

地域医療支援病院の業務に関する報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

開設者	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

医療法(昭和23年法律第205号)第12条の2の規定に基づき、 年度の業務に関して報告
します。

記

1 病院の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

2 病床数

精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
床	床	床	床	床	床

3 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 床
化学検査室	(主な設備)
細菌検査室	(主な設備)
病理検査室	(主な設備)
病理解剖室	(主な設備)
研究室	(主な設備)
講義室	室数 室 収容定員 人
図書室	室数 室 蔵書数 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 m ² [共用室の場合] 共用する室名

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

別紙 1

紹介患者への医療提供及び他院への患者紹介の実績

地域医療支援病院 紹介率	%	算定 期間	年 月 日～ 年 月 日
地域医療支援病院 逆紹介率	%		
算出 根拠	A : 紹介患者の数		人
	B : 初診患者の数		人
	C : 逆紹介患者の数		人

- (注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
 3 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

別紙 2

共同利用の実績

1 共同利用の実績

--

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数及び共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

--

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- (1) 共同利用に関する規定の有無 有・無
- (2) 利用医師等登録制度の担当者

氏 名	
職 種	

(注) 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開 設 者 名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係

(注) 当該病院と同一の 2 次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	床
--------------	---

別紙 3

救急医療の提供の実績

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		
			〔 常勤 〔 専従 非常勤 〔 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	
専用病床	

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査及び治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	

4 備考

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき和歌山県知事の救急病院の認定を受けている病院又は救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	(人)
上記以外の救急患者の数	(人)
合計	(人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	台
---------------	---

別紙 4

地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

1 研修の内容

--

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	回
(2) (1) の合計研修者数	人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

(1) 研修プログラムの有無 有・無

(2) 研修委員会設置の有無 有・無

(3) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)

別紙 5

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約			
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績		
	救急医療提供の実績		
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績		
	閲覧実績		
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿		

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

別紙 6

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	
閲覧の手続の概要	

前年度の総閲覧件数		件
閲覧者別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	件

別紙 7

委員会の開催の実績

委員会の開催回数	回
委員会における議論の概要	

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

別紙 8

患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他 ()
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	件
患者相談の概要	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類して記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば、併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

別記第19号様式中「取扱処方せん数」を「取扱処方箋数」に改める。

別記第23号様式中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別記第46号様式中「第68条第1項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条」を「第46条の4第5項」に改める。

別記第46号様式の2中「第68条第1項において準用する民法(明治29年法律第89号)第57条」を「第46条の4第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第23号様式の改正規定は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の医療法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1193号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成26年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30714011 56	海南在宅福祉企業組合	デイサービス和が家	海南市木津285	通所介護・介護予防通所介護	平成 26.9.1	平成 32.8.31
30715006 68	株式会社中常金物店	リハトレみのしま	有田市箕島100-7	通所介護・介護予防通所介護	平成 26.9.1	平成 32.8.31
30716012 68	株式会社広域有田	デイサービスわかばの郷	有田郡有田川町大字西丹生図124-6	通所介護・介護予防通所介護	平成 26.9.1	平成 32.8.31
30717007 06	合同会社介拓社	デイサービスセンター雅(みやび)	紀の川市下丹生谷537	通所介護・介護予防通所介護	平成 26.9.1	平成 32.8.31

和歌山県告示第1194号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人恵友会恵友病院
- 2 所在地 海南市船尾264-2
- 3 有効期限 平成29年9月23日

和歌山県告示第1195号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成26年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
6028			平成26.9.5	田辺市下川上463-1	梶原木材 梶原賀太郎	木材	田辺市下川上463-1

和歌山県告示第1196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1197号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成25年9月10日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市

和歌山県告示第1198号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字西院谷86番1地先から同町大字高野山字内子谷川13番1地先まで

供用開始の期日 平成26年9月29日 午後1時

和歌山県告示第1199号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市小豆島字堤添255番2地先から同市永穂字大西661番地先まで	旧	6.20 } 7.90	394.10	
同上	旧	6.20 } 9.00	427.76	
同上	新	6.16 } 9.00	401.12	

和歌山県告示第1200号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 小豆島岩出線

供用開始の区間 和歌山市小豆島字堤添255番2地先から同市永穂字大西661番地先まで

供用開始の期日 平成26年9月27日 午前9時

和歌山県告示第1201号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3272	海南市鳥居字道ノ上320番1 の一部、里道、水路	和歌山市和歌川町9番36号 株式会社カリフ興産 代表取締役 南武雄	平成 26. 9. 11	4. 20	13. 51
				4. 50	21. 48

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成26年10月14日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成26年9月24日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

一般国道26号改築工事（第二阪和国道・大阪府泉南郡岬町淡輪地内から和歌山県和歌山市大谷字中得地内まで）並びにこれに伴う市道、二級河川、普通河川、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成26年9月11日付け和収第6号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

岡田永

住所不明

（ただし、住民票上の住所 大阪府富田林市藤沢台一丁目1番312-405号）